

新発田市剣道連盟規程

1 新発田市剣道連盟会則 P1～

2 新発田市剣道連盟内規 P5～

会費規定

旅費規程

慶弔見舞金規定

表彰規定

事務、会計処理規定

居合道部規定

3 その他 P8～

組織図

会員の特典

新発田市剣道連盟 会則

(総則)

第1条 本会は、新発田市剣道連盟（以下「連盟」）と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、剣道・居合の普及発展を図り、心技の向上、会員相互の人格形成及び親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 青少年及び一般に対する剣道及び居合道の研修指導
- 2 剣道の稽古並びに大会の開催及び参加
- 3 級の審査の実施
- 4 剣道団体及び各スポーツ団体との連絡、協調
- 5 会員の表彰
- 6 その他、本連盟の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 本連盟に、事務局を置く。

(会員)

第5条 会員は、本連盟の趣旨に賛同する新発田市及びその近郊に在住する愛好者及び団体とする。

- 1 会員は会費を納めなければならない。
- 2 一般会員とは、通常の稽古に参加できる者とする。
- 3 少年会員とは、通常の稽古に参加できる高校生以下の少年とする。
- 4 団体加盟会員とは、加盟団体の通常の稽古に参加できる高校生以下の少年とする。
- 5 賛助会員とは、剣道の普及発展を理解する愛好者並びに本連盟の趣旨に賛同する者とする。
- 6 会員は、別に定める連盟の事業に参加し、剣道及び居合道の研修を行うことができる。

(役員)

第6条 本連盟の役員は次の通りとする。

- 1 本連盟は次の役員を置く。
会長1名、副会長2名以内、理事10名以内
会計1名、監事2名、事務局長1名、同次長1名とする。

- 2 会長、副会長は総会において選出する。
- 3 理事長は理事の互選により選出する。
- 4 理事、会計、監事、事務局長、同次長の選任は総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に都合があるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事を代表し、その職務を統括する。
- 4 理事は、本連盟の重要事項を審議し、業務の運営に当たる。
- 5 会計は、証拠書類に基づいてその収支を帳簿に記載し、金銭の出納を明確にして別に定める規定に従い運営に当たる。
- 6 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。
- 7 事務局長は別に定める規定に従い業務に当たる。
- 8 事務次長は、局長を補佐し、局長に都合があるときはその職務を代行する。

(機関)

第8条 本連盟は、運営機関として総会、役員会、必要に応じて専門委員会を置く。総会は、毎年年度初めに開催し、役員会は必要に応じて開催する。また、会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、次の通りとする。

- 1 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 役員欠員により補充されたときは、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本連盟は顧問をおくことができる。顧問は会長が役員会に諮って委嘱し、重要な案件について会長の諮問に答える。

(会議)

第11条 本連盟の会議は次の通りとする。

- 1 総会は会長が招集し一般会員の過半数の出席によって成立する。また出席者の中より議長を選出する。
- 2 役員会は理事長が招集し役員過半数の出席によって成立する。議長は会長が行う。

(総会の決定事項)

第 12 条 総会において決定する事項は、次の通りとする。

- 1 会則並びに内規の改正
- 2 事業報告及び事業計画
- 3 予算及び決算
- 4 役員の任免及び会員の除籍
- 5 その他重要な事項

(会計)

第 13 条 本連盟の運営費は、次のものを以て当てる。

- 1 入会金
- 2 会費
- 3 寄付金及びその他の収入

(会費・入会金)

第 14 条 会費・入会金の種類は次の通りとし、別に定める会費規定に基づいて徴収する。

- 1 会員は年会費を納めなければならない。
- 2 入会金は、本連盟の入会時に収める。

(会計年度)

第 15 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 ケ年とする。

(会計報告)

第 16 条 会計は、毎年事業の終了したとき、監事の監査受け、その結果を総会に報告しなければならない。

(監査)

第 17 条 監事は、毎年度 1 回、その他必要に応じて随時監査を行い、その経過を会長に報告するものとする。

(慶弔)

第 18 条 会員の慶弔見舞金等については、慶弔見舞金規定に基づき行うものとする。

(表彰)

第 19 条 会員の表彰は、表彰規定に基づき行うものとする。

(役員派遣)

第 20 条 会長は、次の役員を指名する。

- 1 新発田市スポーツ協会理事 2 名
- 2 新発田市スポーツ少年団 2 名

(会長専決事項)

第 21 条 会長は、次の事項について専決できる。

- 1 会長は、会の運営上必要と認めた場合は、支出予算の項内流用を行うことができる。
- 2 会長は、会の運営上必要と認めた場合は、予算外の費用または予算超過の費用に充てるため、予備費より支出することができる。
- 3 年度中の予算の追加更正については、役員会に諮り、会長はこれを専決処分することができる。但し、次回総会に報告しなければならない。

付則

- 1 この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は一部改正し、令和 5 年 5 月 13 日から施行する。

新発田市剣道連盟 内規

会費 規定

第1条 会費は次の通りとする。

一般会員	年額	10,000 円
少年会員	年額	5,000 円
賛助会員	年額	500 円
団体加盟会員	年額	300 円

ただし、80歳以上及び会長経験者で本連盟に寄与し役員会推薦を受けたものを除く。

第2条 入会金は次の通りとする。

一般会員	3,000 円
少年会員	2,000 円

第3条 再入会者からは入会金の徴収を行わない。

第4条 会費は原則として総会時に納める。

付則

- 1 本規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規定は一部改正し令和2年10月9日から施行する。
- 3 本規定は一部改正し令和5年5月13日から施行する。

旅費 規程

第1条 会員の出張は、日帰り及び宿泊出張とし、その目的は大会出場引率、会務業務（渉外・儀礼）の2つに区分する。

第2条 大会引率とは、各種地域の剣道大会に選手のチームの監督を含む責任者とする。

第3条 会務出張とは、公式会議への出席及び研修の参加又は慶弔に関する出向を言う。

第4条 前条各出向については、役員会に諮り決定し、緊急の場合は会長に一任する。

第5条 経費については、下記の通り支給する。

- 1 会長が指名した者が、会議又は当連盟用務のため出張したときは下記の旅費を支給する。
- 2 必要に応じて交通費、食事代及び宿泊費、日当を支給することができる。
- 3 交通費は実情に応じて支給する。
自動車は原則としてマイクロバスまたは普通車とする。
- 4 会議その他の出張についての宿泊は、実費を支給することができる。
- 5 会務出張については、前項に順次、いずれも領収書を持参する。
- 6 前項のいずれの出張も必要最小限の人数とする。
- 7 会員の研修及び京都大会と、高段者大会の出向の場合は、保険料を支給する。
金額については、役員会に諮り決定する。

付則

- 1 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規定は一部改正し、令和 5 年 5 月 13 日から施行する。

慶弔見舞金 規定

- 第 1 条 会員、及びその家族に慶弔があったときは、次の金品を贈る。
- 第 2 条 本人とは、一般会員、少年会員、団体加盟会員、賛助会員とする。
- 第 3 条 その他の慶弔見舞金等については、役員会に諮り決定する。
- 第 4 条 慶弔に該当する事項の発生時は、本人又はその家族は速やかに事務局へ申し出る。
- | | |
|---------------|----------------|
| 本人が結婚したとき | 10,000 円 |
| 死亡 本人 | 20,000 円 |
| 配偶者 | 10,000 円 |
| 5 日以上入院加療（本人） | 5,000 円 |
| 火災・風水害・地震 | 5,000～10,000 円 |
- 第 5 条 本連盟に長年貢献した会員が転任、転住、その他の理由により本連盟を退会する場合には、餞別金、又は記念品を贈る。金額その他については、役員会に諮り決定する。緊急の場合は会長に一任する。

付則

- 1 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定は一部改正し平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規定は一部改正し令和 5 年 5 月 13 日から施行する。

表彰規定

- 第 1 条 本連盟は、次の各号に該当する会員を表彰する。
- 1 本連盟の業務に精励し、他の模範になる会員
 - 2 その他表彰に値する会員
- 第 2 条 前条の表彰は、役員会で選考する。
- 第 3 条 表彰は、該当者があれば、毎年これを行う。
- 第 4 条 表彰に時期は、毎年総会において行う。
但し、やむを得ざる時は、その限りではない。

付則

- 1 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定は一部改正し平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本規定は一部改正し令和 5 年 5 月 13 日から施行する。

事務、会計処理 規定

- 第1条 会則第4条の事務局に、統括する事務局長をおく。
- 第2条 事務局長は事務処理を行う場合、理事長の承認のもとで行う。
- 第3条 金銭の支出については次による。
- 1 事務局長及び会計は予算に基づき支出を必要とする場合、理事長の承認を受けこれを行う。
 - 2 事務局長及び会計は会則第21条に基づき支出する場合、会長の指示に従いこれを行う。
- 第4条 事務局長と会計は連絡を密にし、事務処理、会計処理を迅速に行う。
- 第5条 事務局長及び会計は支出の細目について常に誤りの無いように努める。
- 第6条 事務局長及び会計は諸帳簿の整理に努める。
- 第7条 常時本連盟の事務に従事する者には、手当を支給することができる。

付則

- 1 本規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規定は一部改正し令和5年5月13日から施行する。

居合道部 規定

(名称)

- 第1条 本居合道部は新発田市剣道連盟居合道部(以下「居合道部」)と称する。但し、県剣道連盟居合道部においては新発田支部と称する。

(居合道部長・役員)

- 第2条 居合道部には居合道部長を置き、居合道部のすべての会務を執行する。県居合道部の役員については剣道の役員とは別に選出する。

(活動)

- 第3条 居合道部は新発田市剣道連盟会則及び県居合道部の会則に従って活動する。

(会費)

- 第4条 新発田市剣道連盟一般会員として会費を納入する。但し、県居合道部の会費は別に徴収し納める。

(会場借用料・その他諸経費)

- 第5条 会場借用料、その他の諸経費等については、新発田市剣道連盟が負担する。

(その他)

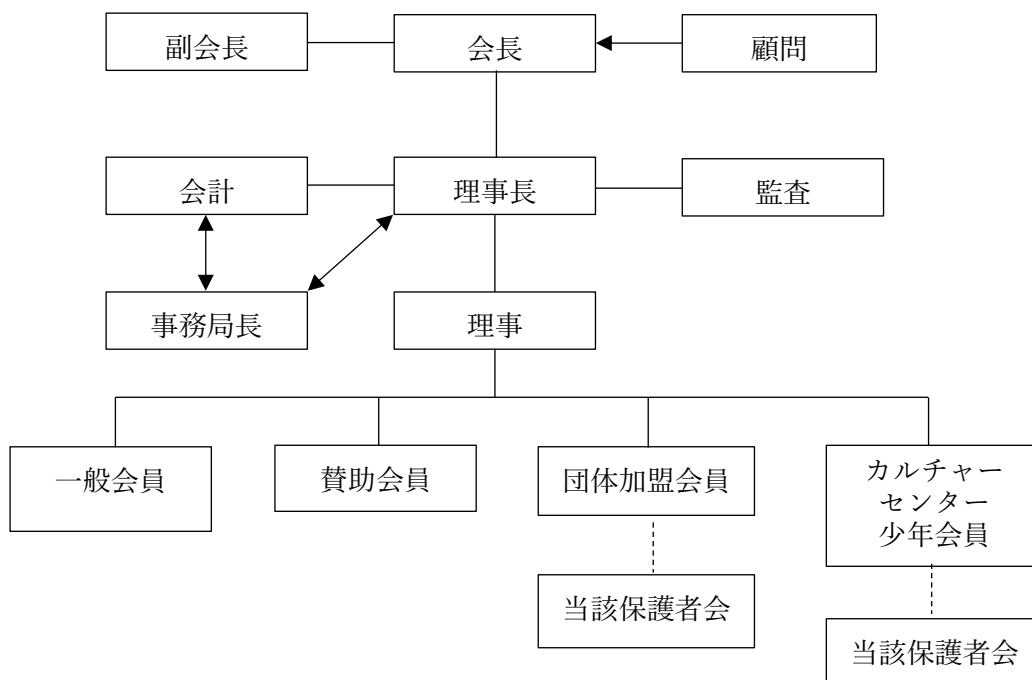
- 第6条 居合道部の会員は剣道をしている人、剣道をしていない人を問わず広く会員を募る。

付則

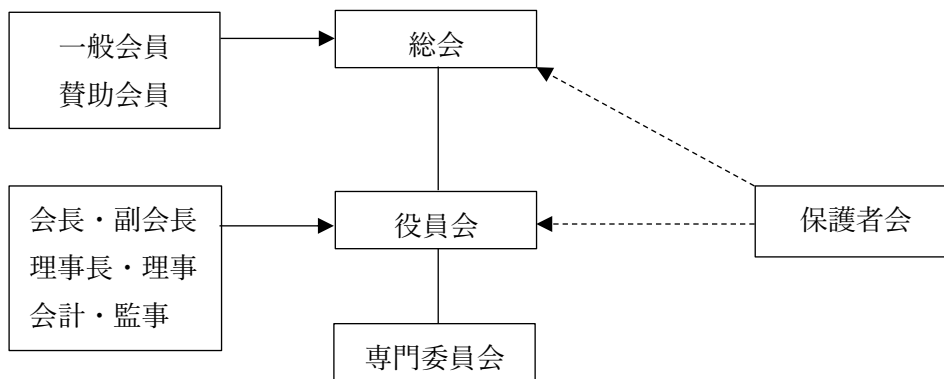
- 本規定は、平成18年4月1日から施行する。

その他

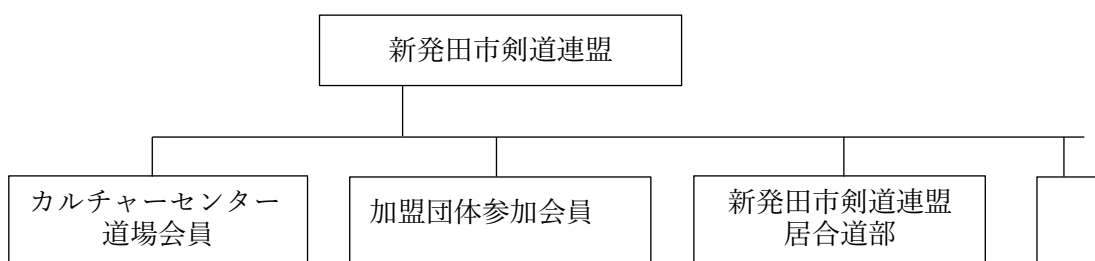
新発田市剣道連盟 組織図



運営機関



新発田市剣道連盟と新発田市剣道連盟加盟団体との関係図



会員の特典

- 1 会員はすべての加盟団体道場の定期練習に参加できる。但し、少年会員がほかの加盟団体の道場で練習する場合、所属団体の許可を得て行うこと。
- 2 会員は新発田市剣道連盟主催の大会に、参加費不要で参加できる。
- 3 会員は新発田市剣道連盟の選手や監督として大会への出場及び会議に出席する場合は内規により、旅費・日当を支給される。
- 4 会員は昇段審査の受験ができ、県剣道連盟会費は不要である。
- 5 一般会員は総会に参加し、自由に意見を言い、連盟の運営に携わることができる。
- 6 その他、剣道連盟の情報を随時受け取ることができる。